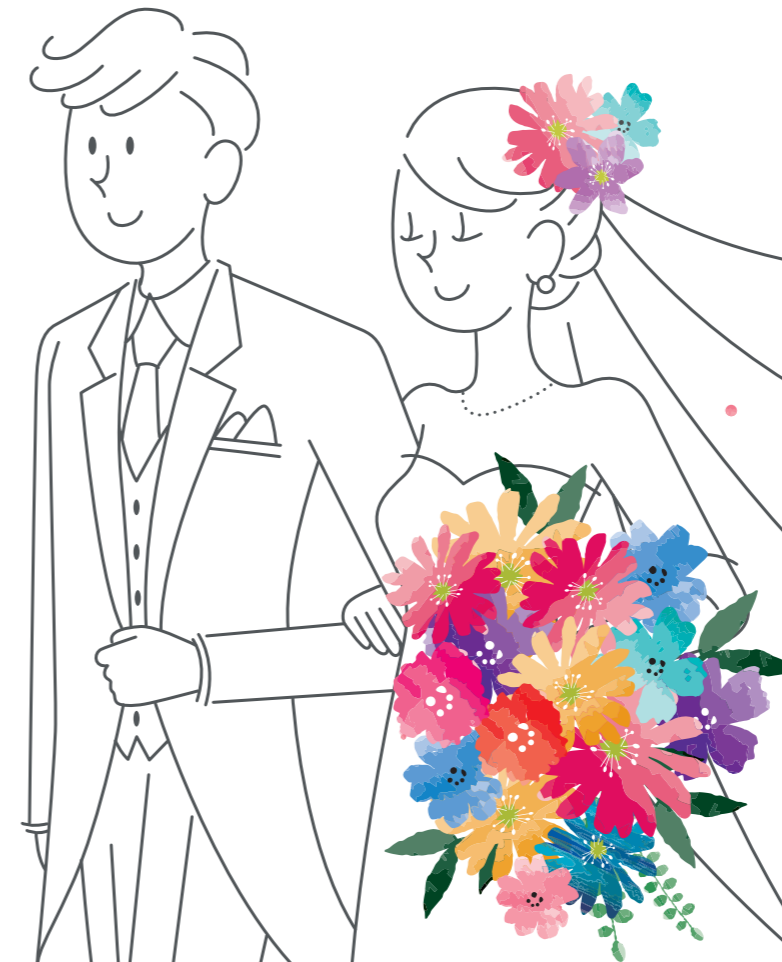


結婚式あんしんプラン

ブーケ

結婚式キャンセル費用補償保険

せっかく楽しみにしている「結婚式」なのに、
不測の事態のキャンセル費用の心配なんてたくない！
「ブーケ」は、そんな
結婚式の安心を演出する保険です。



1. 保険期間について

- ❖この保険の保険期間は最長1年間で保険契約日(保険期間の初日)に開始し、結婚式開催日または「保険契約日から1年を経過する日」のどちらか早い日に満了します。(保険期間は保険証券に記載されます。)
- ❖保険契約の申込期限:この保険契約のお申込みおよび保険料の払込みは、結婚式開催日の前日から起算して45日前までに完了していただく必要があります。

2. 結婚式中止費用額について

- ❖新郎新婦が実際に負担した結婚式中止費用の額を、下表の支払上限額を限度としてお支払いします。ただし、結婚式サービスをキャンセルした日(注)が、中止原因事由の発生日からその日を含めて31日後以降である場合は、仮に同30日後にキャンセルしていた場合に負担した結婚式中止費用と比較して、どちらか低い金額をお支払いします。(注)結婚式サービスをキャンセルした日とは、新郎新婦と結婚式サービス提供事業者とが、結婚式サービスの提供中止を合意したことにより、中止費用の発生が確定した日をいいます。

原因事由の発生日	保険金の限度額
結婚式の当日	保険金額×100%
結婚式の前日	保険金額×95%
結婚式2日前から10日前	保険金額×80%
結婚式11日前から20日前	保険金額×60%
結婚式21日前から30日前	保険金額×50%
結婚式31日前から60日前	保険金額×45%
結婚式61日前から90日前	保険金額×35%
結婚式91日前から120日前	保険金額×30%
結婚式121日前から150日前	保険金額×20%
結婚式151日前から180日前	保険金額×10%
結婚式181日前から300日前	保険金額×4%
結婚式1年前の翌日から301日前	保険金額×2%

3. 満期返戻金・契約者配当・解約返戻金

- ❖この保険契約には、満期返戻金および契約者配当金はありません。
- ❖保険期間の途中でご契約を解約される場合、解約返戻金は、お支払いいただいた保険料のうち当社所定の算式により算出した額を返還します。この場合、解約返戻金は、上述の保険料より少ない金額になります。ただし、解約日において結婚式開催日までの残りの保険期間が6か月未満の契約については、解約返戻金はありません。保険期間の短縮または延長が行われた契約については、上述の「残りの保険期間」を解約日から保険期間変更前における結婚式開催日までの期間として判定します。

4. クーリングオフ(申込の撤回等)について

- ❖ご契約の申し込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。お申し出が可能な期間は、保険契約のお申込み日またはこの書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。8日以内(消印有効)であれば、クーリングオフを行うことができます。クーリングオフの手続きは、取扱代理店ではできません。当社宛に、書面による申出(必ず郵便でお申出ください。または、電磁的記録(メール)による申出をお願い致します。《宛先(郵送先)》〒101-0064 東京都千代田区神田猿楽町2-8-16 平田ビル6階 株式会社メモリード・ライフ 《宛先メールアドレス》kokyaku@memoleadlife.co.jp 《記載事項》①クーリングオフする旨の記載 ②保険契約者の氏名(書面の場合は自署) ③住所・連絡先電話番号 ④保険契約申込年月日 ⑤お申込みいただいた保険契約の保険種類 ⑥証券番号(申込番号) ⑦取扱代理店名
- ❖クーリングオフされた場合には、既に払い込んでいただいた保険料はお返しします。また当社および当社の取扱代理店・取扱者はクーリング

オフによる損害賠償または違約金等を一切請求しません。

- ❖既に保険金をお支払いする事由が発生しているにも関わらず、それを知らずにクーリングオフのお申し出をされた場合、既に保険料をお払いいただいている場合には、クーリングオフの効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。

5. 告知義務について

- ❖保険契約者または被保険者は、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項について、事実を正確に告知していただく義務(告知義務)があります。記載事項が事実と異なっている場合には、保険契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

【告知事項】

- ①保険契約者の氏名・住所 ②被保険者の氏名・住所・生年月日 ③結婚式開催日・結婚式場 ④他の保険契約の有無 ⑤結婚式費用の見積額 ⑥被保険者(新婦)の妊娠の有無、有の場合は出産予定日

6. 通知義務について

- ❖保険契約締結後、告知事項である保険証券記載の結婚式場もしくは、住所または通知先を変更したとき、またはこの保険契約と保障内容が重複する他の保険契約または共済契約を締結したときは、遅滞なく当社へご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知いただけない場合、保険金をお支払いできなくなることがあります。

7. ご契約後のプラン変更(増額・減額)について

- ❖ご契約後のプラン変更(保険金額の増額「例:ゴールドプランからダイヤモンドプラン」等。または減額「例:ダイヤモンドプランからプラチナプラン」等)については、結婚式開催日の3か月以上前に限り取扱いします(詳しくは取扱代理店または当社にお問い合わせください)。

8. 結婚式開催日の変更について

- ❖結婚式開催日の3か月以上前に限り保険期間の短縮または延長を取り扱います。保険期間を延長する場合は、保険契約日から起算して変更後の結婚式開催日までの期間が1年以内であることを条件とします(詳しくは取扱代理店または当社にお問い合わせください)。

9. 保険契約者保護機構について

- ❖この保険契約は、万一当社が経営破たんした場合であっても「保険契約者保護機構」による保護はありません。同機構の行う資金援助等の措置の適用はなく、また、保険業法第270条の3第2項第1号(保険契約の移転等による資金援助)に規定する補償対象契約には該当しません。

本パンフレットは「結婚式キャンセル費用補償保険」をご案内しております。ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社にお問い合わせください。なお、ご契約にあたっては、「重要事項説明書」および「約款」(普通保険約款・特約)を必ずご一読ください。

指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀SF2階
《フリーダイヤル》0120-82-1144 《FAX》03-3297-0755
受付時間 平日 9:00~12:00 13:00~17:00
(土・日・祝・年末年始を除く)
ホームページ: <https://www.shougakutanki.jp/>

当社は、お客様からお申し出いただいたご意見・苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めてまいります。また、当社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく指定紛争機関である一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

【引受保険会社(少額短期保険業者)】

株式会社メモリード・ライフ

【登録番号】関東財務局長(少額短期保険)第18号

【本社】〒101-0064 東京都千代田区神田猿楽町2-8-16 平田ビル6階

《フリーダイヤル》0120-244-888

受付時間 平日 9:00~17:00(土・日・祝・年末年始を除く)

ホームページ: <https://www.memoleadlife.co.jp>

【取扱代理店(少額短期保険募集人)】

結婚式の 安心を演出する保険です!!

結婚式までの間、
不安なんて抱えたくない!!



プラン
保険料

ゴールド
プラン
15,000円

プラチナ
プラン
30,000円

ダイヤモンド
プラン
40,000円

補償開始日(結婚式当日)まで補償

<p>新郎新婦または新郎新婦の 父母・子・兄弟姉妹の 死亡</p>	<p>原因事由の対象 新郎新婦 父母 子 兄弟姉妹</p> <p>補償の対象とならない場合 ▶新郎新婦のお爺さま、お婆さまなど左記以外の方の ご逝去によるキャンセル</p>	<p>結婚式 中止費用 保険金</p>	<p>補償限度額 200万円</p>	<p>補償限度額 500万円</p>	<p>補償限度額 700万円</p>
<p>新郎新婦または新郎新婦の父母・子の、 傷害または疾病による 7日以上の継続入院</p>	<p>原因事由の対象 新郎新婦 父母 子</p> <p>入院が継続して7日以上に及んだ場合(入院中に死亡に至った場合を含む) に限りです。検査入院や、保険期間開始前に予定されていた入院を除きます。 補償の対象とならない場合 ▶新郎新婦のお爺さま、お婆さまなど左記以外の方の入院 ▶検査入院または保険期間の開始前に既に予定されていた入院 ▶7日未満の入院、継続していない7日以上入院</p>		<p>補償限度額 200万円</p>	<p>補償限度額 500万円</p>	<p>補償限度額 700万円</p>
<p>結婚式当日に、 新郎新婦が入院中、または 医師による自宅等での待機指示</p>	<p>原因事由の対象 新郎新婦</p> <p>補償の対象とならない場合 ▶新郎新婦以外の方の入院または医師による自宅待機指示 ▶濃厚接触者に該当するが、診療・検査医療機関で陽性(罹患)と 診断されていない新郎新婦</p>		<p>補償限度額 200万円</p>	<p>補償限度額 500万円</p>	<p>補償限度額 700万円</p>
<p>火災・破裂・爆発・風災・水災・噴火・津波・雪災・地震等で 新郎新婦の平時居住する 家屋・家財が損害を受けた</p>	<p>原因事由の対象 新郎新婦の 居住する 家屋・家財</p> <p>平時居住する家屋が半壊以上の損害を受けた、または そこに収容される新郎新婦所有の家財の損害額が100万円 以上となった場合のキャンセルが対象となります。 補償の対象とならない場合 ▶家屋が半壊未満の場合、または100万円未満の家財損害によるキャンセル</p>		<p>補償限度額 200万円</p>	<p>補償限度額 500万円</p>	<p>補償限度額 700万円</p>

原因事由の発生日により支払上限が異なります。詳しくは裏面2.をご覧ください。

結婚式当日の補償

<p>結婚式場の破損・汚損</p>	<p>天井・壁・床・屏風・カーテン・絨毯・テーブル・椅子・ その他調度品・照明設備・スクリーン・映像投影装置・ 音響装置の破損・汚損 補償の対象とならない場合 ▶上記以外の設備・備品の破損・汚損</p>	<p>修理費用 保険金 (式場設備・備品)</p>	<p>補償限度額 100万円 (自己負担2万円)</p>	<p>補償限度額 200万円 (自己負担2万円)</p>
<p>貸衣装の破損</p>	<p>新郎新婦が当日に着用した貸衣装*の破損 *衣装・帽子・装飾品・靴 補償の対象とならない場合 ▶レンタル品が汚れただけの場合 ▶友人などから無償で借りたものの破損 ▶購入衣装・セルドレス</p>	<p>修理費用 保険金 (貸衣装)</p>	<p>補償限度額 30万円 (自己負担2万円)</p>	<p>補償限度額 50万円 (自己負担2万円)</p>
<p>新郎新婦が 結婚式当日に入院したとき</p>	<p>次のいずれかの事由によるものが対象となります。 ①急激かつ偶然な外来の事故によるケガ ②病気の発症または症状悪化 ③分娩の兆候を伴う出産 補償の対象とならない場合 ▶入院を伴わない通院や診療</p>	<p>新郎新婦 入院一時金</p>	<p>1名につき 10万円 新郎新婦ともに入院した場合20万円</p>	
<p>招待客が結婚式場から 救急搬送されたとき</p>	<p>招待客とは、新郎新婦により招待された参加者を いいます(親族を含みます)。 補償の対象とならない場合 ▶タクシーや自家用車など救急車 以外によるご招待客の搬送</p>	<p>招待客救急搬送 見舞費用保険金</p>	<p>1名につき 1万円 最大20名まで</p>	



どんな時に補償されるのか教えて!

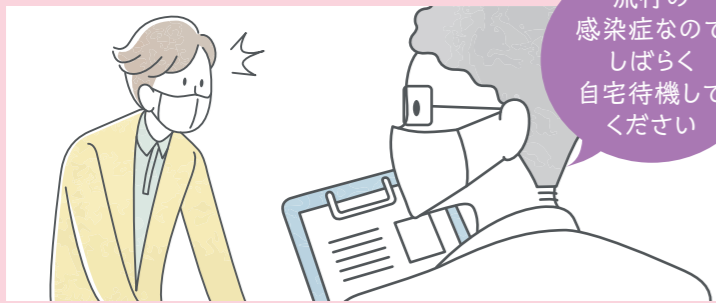
Case 1 新郎が感染症等[※]にかかって医師の指示により自宅待機になってしまった! 結婚式中止費用保険金



もうすぐ結婚式だけどなんか調子が悪いなあ



結婚式を延期したいけど440万円もかかってしまう...

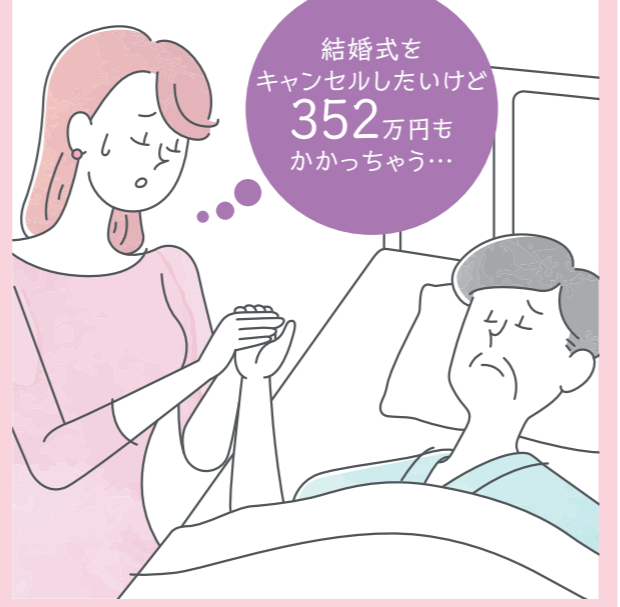


流行の感染症なのでしばらく自宅待機してください

Case 2 新婦の父親が突然病気で倒れ7日以上入院するため結婚式を中止することにした! 結婚式中止費用保険金



結婚式の日程も決まったし、当日が楽しみね



結婚式をキャンセルしたいけど352万円もかかっちゃう...



え!? お父さんが脳卒中で入院?



詳しい補償内容については中面をご覧ください。

Case 3 自宅が水災で半壊してしまった! 結婚式中止費用保険金



来月は結婚式だけど台風が心配ね



結婚式どころじゃないからキャンセルしたいけど330万円もかかっちゃう...



あ! 家が...!

Case 4 新郎が新婦の貸し衣装のドレスを破ってしまった! 修理費用保険金(貸衣装)



あ! ドレスが!



ドレス代の弁償っていくらするのかしら...

※診療・検査医療機関で陽性(罹患)と診断された場合に限りです。